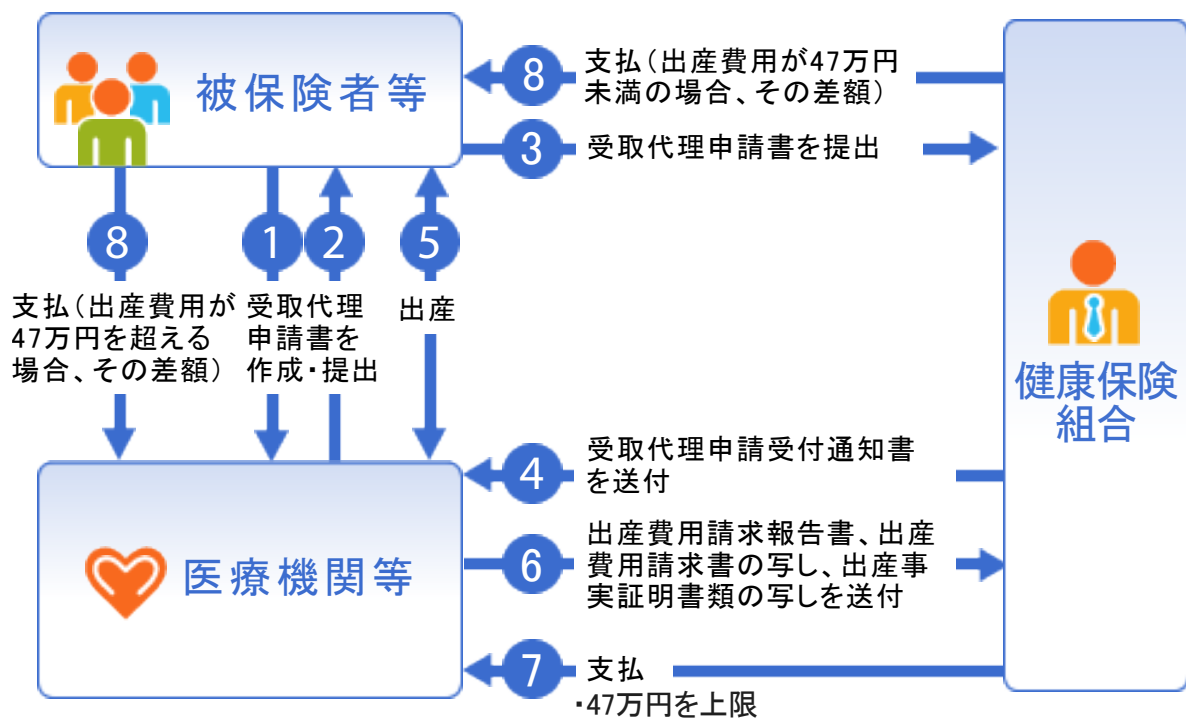


出産育児一時金等の受取代理制度

出産育児一時金等の受取代理制度とは、医療機関等が本人に代わって出産育児一時金を申請して受け取る制度です。これにより、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度を利用できない小規模な医療機関等で出産する際にも、窓口での費用負担が軽減されます。

受取代理制度を利用する場合には、事前に健保組合に申請を行ってください。なお、この受取代理制度については、一部の小規模の医療機関等でのみの取り扱いとなりますので、事前に医療機関等にご確認ください。

1	平成 23 年 4 月以降の出産について、制度を利用できます。
2	ただし、申請等の手続きは、平成 23 年 3 月から可能です。
3	対象者は出産予定日まで 2 か月以内の被保険者・被扶養者です。



※「47万円」とあるのは、法定給付 42 万円と付加給付 5 万円の合計額です。資格喪失者の継続給付の場合は、法定給付のみなので、42 万円です。また、妊娠 22 週未満での出産や、産科医療補償制度に未加入の医療機関等における出産の場合は、3 万円減となります。

※救急搬送などにより、急遽、医療機関等を変更した場合は、すみやかに健保組合までご連絡下さい。